



港湾・漁港工事における週休2日制
促進工事の取扱いについて



週休2日制促進工事の取扱い

対象工事	港湾土木請負工事積算基準 に基づき積算した工事	積算基準及び 標準歩掛(土木編) に基づき積算した工事
完全週休 2日制	<p>工事着手日から工事完成日までの期間を対象期間とし、対象期間におけるすべての土曜日並びに日曜日を現場閉所対象日とする。</p> <p>※「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(令和6年8月1日版)</p>	<p>工事着手日から工事完成日までの期間を対象期間とし、対象期間におけるすべての土曜日並びに日曜日を現場閉所対象日とする。</p>
週休2日制の形式 4週8休制	<p><u>起算する土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期目とし、以降同様の考え方を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日があること。</u></p> <p>※国土交通省港湾局「休日を確保した工事の労務単価等の補正について」(令和6年4月1日以降に公告する工事から適用)</p>	<p>※「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」(令和6年8月1日版)</p>

※対象工事例



「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」と異なる部分

港湾土木請負工事積算基準・・・防波堤、岸壁、護岸、ふ頭用地

積算基準標準歩掛(土木編)・・・臨港道路、モータープール、SOLASフェンス etc...



週休2日制促進工事の取扱い

対象工事確認方法(令和6年8月1日以降起工工事)

経費情報一覧表

第 05-06-999-0-001 号 実施 教工 設計書

項目名称	今回設計情報
工事名	日立港区航路浚渫工事
適用日	20230801
単価地区	高萩工
経費工種	浚渫工事
施工地域・工事場所区分	重要港湾・地方港湾(1)
海上輸送に要する補正	補正なし
現場環境改善費計上区分	計上する
工期延長に伴う現場維持等の費用計上	計上しない
前払金支出割合	35%を超える
契約保証の方法	金銭的保証
現場管理費率加算補正	なし
隣接工事	なし
率・経費指定区分	なし
供用係数ランク	ランク 8
週休補正区分	4週8休以上

設計図書(参考資料)にある経費情報一覧表を参照

港湾土木請負工事積算基準に基づき積算した工事



経費工種

浚渫工事 or 構造物工事

その他

- ・施工地域・工事場所区分
- ・海上輸送に要する補正
- ・供用係数ランク

の有無を確認

週休2日制促進工事の取扱い

4週8休の確認方法(土曜日起算)

【別添】  国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合は、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1 期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日分の閉所		
4週間目					3週目土曜日分の閉所		4週目日曜日分の閉所	
5週間目				5週目土曜日分の閉所				③ 2 期間目
6週間目				6週目土曜日分の閉所				
7週間目			6週目日曜日分の閉所				7週目土曜日分の閉所	
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日分の閉所	
...								⑤ 3 期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

週休2日制促進工事の取扱い

4週8休の確認方法(月曜日起算)

【別添】  国土交通省

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		← 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							②
2週間目								
3週間目				2週目土曜日分の閉所				
4週間目	3週目土曜日分の閉所		3週目日曜日分の閉所					
5週間目								③
6週間目					5週目日曜日分の閉所			
7週間目								
8週間目		7週目土曜日分の閉所	祝日	祝日分の閉所	7週目日曜日分の閉所			
...								⑤
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

週休2日制促進工事の取扱い

積算計上

「休日確保評価型」試行工事における労務単価等の補正 (令和6年度版)

- 労務単価、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率について補正係数を乗じて予定価格を作成する。
- 4週8休以上の達成が確認出来なかった場合は、当初積算時の補正分を減額変更する。
- 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接工事費率による。

適用積算基準別 経費補正一覧

適用積算基準	経費補正係数	労務単価 1.04	機械経費(賃料) 1.02	共通仮設費率 現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準		○	○	○ 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

※市場単価補正係数適用一例 (対象工種:31種)

		市場単価 補正係数			市場単価 補正係数
1	底面工	1.03	17	車止撤去	1.04
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00	18	電気防食取付	1.04
3	支保工	1.04	19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04



週休2日制促進工事の取扱い

成績評定

▶完全週休2日達成 1点加点

(工事成績評定の加点は、得点割合0.4を乗じた点数)